一　地域再生計画の作成主体の名称　渋川市
二　地域再生計画の名称　渋川市「蛍の舞うまちづくり（第二期）」再生計画
三　地域再生計画の区域の範囲　渋川市の全域
四　基本方針（地域再生法第四条第一項に規定する地域再生基本方針をいう。以下同じ。）に定めるために必要なもの（番号については、基本方針に定めるところによる。）　地域再生のための交付金の活用（三の五①）

○内閣府告示第百二十一号

地域再生法（平成十七年法律第二十四号）第七条第一項の規定に基づき、平成二十二年内閣府告示第三百五十二号をもって公示した地域再生計画の変更を平成二十四年三月二十九日付けで認定したので、次のとおり公示する。

平成二十四年四月二十七日

内閣総理大臣　野田　佳彦

一　地域再生計画の作成主体の名称　埼玉県及び秩父市
二　地域再生計画の名称　人と自然が共生できる活力のある環境づくり計画
三　地域再生計画の区域の範囲　秩父市の全域
四　基本方針（地域再生法第四条第一項に規定する地域再生基本方針をいう。以下同じ。）に定めるために必要なもの（番号については、基本方針に定めるところによる。）　地域再生のための交付金の活用（三の五①）

○内閣府告示第百二十二号

地域再生法（平成十七年法律第二十四号）第七条第一項の規定に基づき、平成十九年内閣府告示第七百十一号をもって公示した地域再生計画の変更を平成二十四年三月二十九日付けで認定したので、次のとおり公示する。

平成二十四年四月二十七日

内閣総理大臣　野田　佳彦

一　地域再生計画の作成主体の名称　埼玉県及び和光市
二　地域再生計画の名称　国際研究開発・産業創出拠点形成計画
三　地域再生計画の区域の範囲　和光市の全域
四　基本方針（地域再生法第四条第一項に規定する地域再生基本方針をいう。以下同じ。）に定めるために必要なもの（番号については、基本方針に定めるところによる。）　地域再生のための交付金の活用（三の五①）

○内閣府告示第百二十三号

地域再生法（平成十七年法律第二十四号）第七条第一項の規定に基づき、平成二十三年内閣府告示第七十八号をもって公示した地域再生計画の変更を平成二十四年三月二十九日付けで認定したので、次のとおり公示する。

平成二十四年四月二十七日

内閣総理大臣　野田　佳彦

一　地域再生計画の作成主体の名称　熊谷市及び埼玉県比企郡滑川町
二　地域再生計画の名称　環境に配慮した都市づくり計画
三　地域再生計画の区域の範囲　熊谷市及び埼玉県比企郡滑川町の区域の一部（詳細は内閣府において閲覧に供する。）
四　基本方針（地域再生法第四条第一項に規定する地域再生基本方針をいう。以下同じ。）に定めるために必要なもの（番号については、基本方針に定めるところによる。）　地域再生のための交付金の活用（三の五①）

○内閣府告示第百二十四号

地域再生法（平成十七年法律第二十四号）第七条第一項の規定に基づき、平成二十二年内閣府告示第七十九号をもって公示した地域再生計画の変更を平成二十四年三月二十九日付けで認定したので、次のとおり公示する。

平成二十四年四月二十七日

内閣総理大臣　野田　佳彦

一　地域再生計画の作成主体の名称　千葉県、君津市、富津市、南房総市及びいすみ市並びに千葉県安房郡鋸南町
二　地域再生計画の名称　房総南部観光交流空間プロジェクト
三　地域再生計画の区域の範囲　館山市、木更津市、茂原市、勝浦市、市原市、鴨川市、君津市、富津市、袖ヶ浦市、南房総市及びいすみ市並びに千葉県長生郡一宮町、睦沢町、長生村、白子町、長柄町及び長南町、夷隅郡大多喜町及び御宿町並びに安房郡鋸南町の全域
四　基本方針（地域再生法第四条第一項に規定する地域再生基本方針をいう。以下同じ。）に定めるために必要なもの（番号については、基本方針に定めるところによる。）　地域再生のための交付金の活用（三の五①）

○内閣府告示第百二十五号

地域再生法（平成十七年法律第二十四号）第七条第一項の規定に基づき、平成二十二年内閣府告示第二百五十九号をもって公示した地域再生計画の変更を平成二十四年三月二十九日付けで認定したので、次のとおり公示する。

平成二十四年四月二十七日

内閣総理大臣　野田　佳彦

一　地域再生計画の作成主体の名称　千葉県、銚子市及び旭市
二　地域再生計画の名称　東総・海と台地活性化計画
三　地域再生計画の区域の範囲　銚子市及び旭市の全域並びに千葉県香取郡東庄町の区域の一部（南部地域）詳細は内閣府において閲覧に供する。）
四　基本方針（地域再生法第四条第一項に規定する地域再生基本方針をいう。以下同じ。）に定めるために必要なもの（番号については、基本方針に定めるところによる。）　地域再生のための交付金の活用（三の五①）

○内閣府告示第百二十六号

地域再生法（平成十七年法律第二十四号）第七条第一項の規定に基づき、平成十九年内閣府告示第七百二十六号をもって公示した地域再生計画の変更を平成二十四年三月二十九日付けで認定したので、次のとおり公示する。

平成二十四年四月二十七日

内閣総理大臣　野田　佳彦

一　地域再生計画の作成主体の名称　千葉県
二　地域再生計画の名称　千葉県新産業創出計画
三　地域再生計画の区域の範囲　千葉市、松戸市、木更津市、柏市及び君津市の全域
四　基本方針（地域再生法第四条第一項に規定する地域再生基本方針をいう。以下同じ。）に定めるために必要なもの（番号については、基本方針に定めるところによる。）　外国人研究者等に対する入国申請手続に係る優先処理事業（三の六）

○内閣府告示第百二十七号

地域再生法（平成十七年法律第二十四号）第七条第一項の規定に基づき、平成二十三年内閣府告示第百六十七号をもって公示した地域再生計画の変更を平成二十四年三月二十九日付けで認定したので、次のとおり公示する。

平成二十四年四月二十七日

内閣総理大臣　野田　佳彦

一　地域再生計画の作成主体の名称　石川県及び加賀市
二　地域再生計画の名称　「自然・文化・観光を連携させた活力ある地域づくり」
三　地域再生計画の区域の範囲　加賀市の全域
四　基本方針（地域再生法第四条第一項に規定する地域再生基本方針をいう。以下同じ。）に定めるために必要なもの（番号については、基本方針に定めるところによる。）　地域再生のための交付金の活用（三の五①）

○内閣府告示第百二十八号

地域再生法（平成十七年法律第二十四号）第七条第一項の規定に基づき、平成二十三年内閣府告示第二百六十一号をもって公示した地域再生計画の変更を平成二十四年三月二十九日付けで認定したので、次のとおり公示する。

平成二十四年四月二十七日

内閣総理大臣　野田　佳彦

一　地域再生計画の作成主体の名称　石川県、金沢市及びかほく市並びに石川県河北郡津幡町及び内灘町
二　地域再生計画の名称　森と里と町をつなぐみちづくりによる金沢北部地域活性化計画
三　地域再生計画の区域の範囲　金沢市及びかほく市並びに石川県河北郡津幡町及び内灘町の全域
四　基本方針（地域再生法第四条第一項に規定する地域再生基本方針をいう。以下同じ。）に定めるために必要なもの（番号については、基本方針に定めるところによる。）　地域再生のための交付金の活用（三の五①）